

シルバー人材センターを利用する発注者の皆さまへ

## フリーランス法の制定に伴い 令和8年4月から シルバー人材センターの契約関係を見直します

### 1 契約の見直しをする理由

- 令和6年11月にいわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が施行されました。
- フリーランス法の主な内容は、フリーランス（シルバー会員も該当）にお仕事を発注する方（ご依頼主）に、仕事の内容や報酬等をフリーランスに明示する義務を付けるものです。
- この法律への対応として厚生労働省の方針により、全国のシルバー人材センターにおいて、会員が請負・委任の形態により仕事をする契約について、発注者から会員に対して「直接業務委託が行われる契約関係（包括的契約）」に契約方法の見直しを行うこととなりました。
- なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供します。発注者の皆さまは、これまでどおり安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願ひいたします。 ※派遣就業は対象外

### 2 契約方法の変更

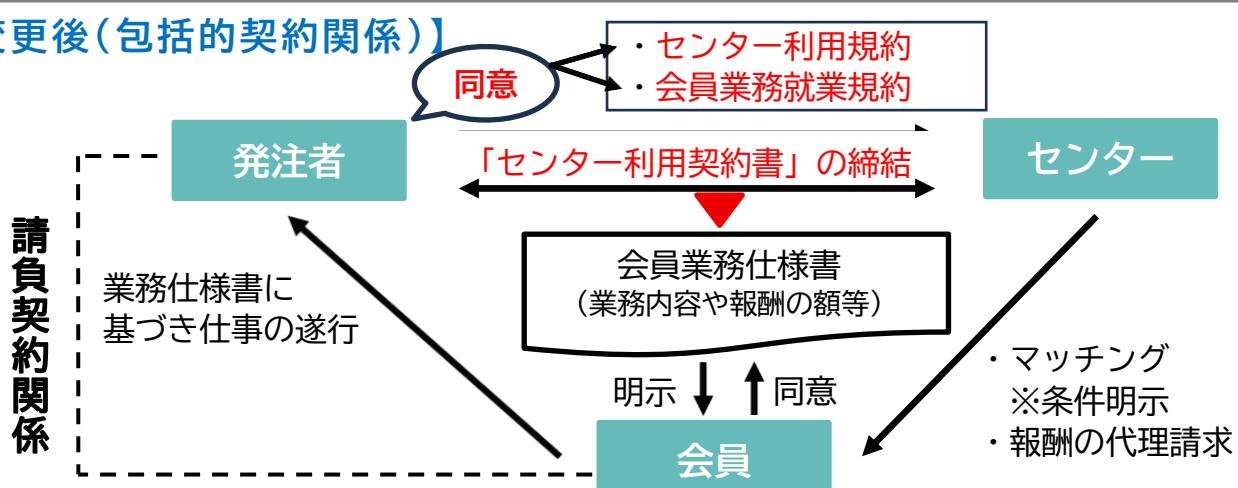
- 今までの【発注者様→センター】・【センター→会員】の「2段階契約」から発注者様・センター・会員の「3者による包括的契約」に変更します。

#### 【現行：これまで】



- センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法では、発注者と会員との間で直接的な契約が生じる構造となっていない。
- 本来フリーランス法が適用される発注者にフリーランス法の適用がされない。

#### 【変更後(包括的契約関係)】



- 発注者と会員が直接の契約関係となり、発注者にフリーランス法が適用される。  
※発注者/センター/会員の三者の契約関係は、センターを通じた包括的契約関係となる。センターの役割はこれまでと同様。

公益社団法人 全国シルバーシルバー人材センター事業協会

公益社団法人 三条市シルバー人材センター

### 3 新契約方式へ移行する時期 令和8年4月1日から

### 4 新契約方式の現行との変更点

発注者様・会員・センターの3者による包括契約となることから、新たに「センター利用契約」を書面等で締結することになります。それ以外は現行と大きな変更点はございません。新契約では業務委託契約の当事者は発注者様と会員となりますが、会員と契約書の直接のやりとり等は不要で、すべてセンターが行いますのでご安心ください。また、フリーランス新法で義務付けられた事務はセンターが利用契約書に基づいてすべて代行します。

#### ■発注依頼から業務終了までの主な流れ

	変更後
発注の準備	<b>現行と変更ありません。</b> (センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。)
<b>【新】センター利用契約の締結</b>	<b>手続きは現行と変更ありません。</b> なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うことになります。
<b>【新】会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立</b>	<b>新たな内容となります、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。</b> フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。 会員が業務仕様書の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
<b>【新】業務委託料の請求</b>	<b>新たな内容となります、事務手続きの流れはこれまでと同じです。</b> 変更点は、センターへの業務委託料と会員への業務委託料に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
<b>【新】適格請求書の発行</b>	<b>センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。</b> 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。 ※3ページ参照

### 5 シルバー人材センター利用規約・会員業務就業規約

発注にあたっては、事前に下記の2つ規約への同意が必要になります。  
あらかじめご確認をお願いします。

#### ▼シルバー人材センター利用規約

発注者がセンターを通じて  
会員に業務を委託する際の  
ルールを定めたもの



#### ▼会員業務就業規約

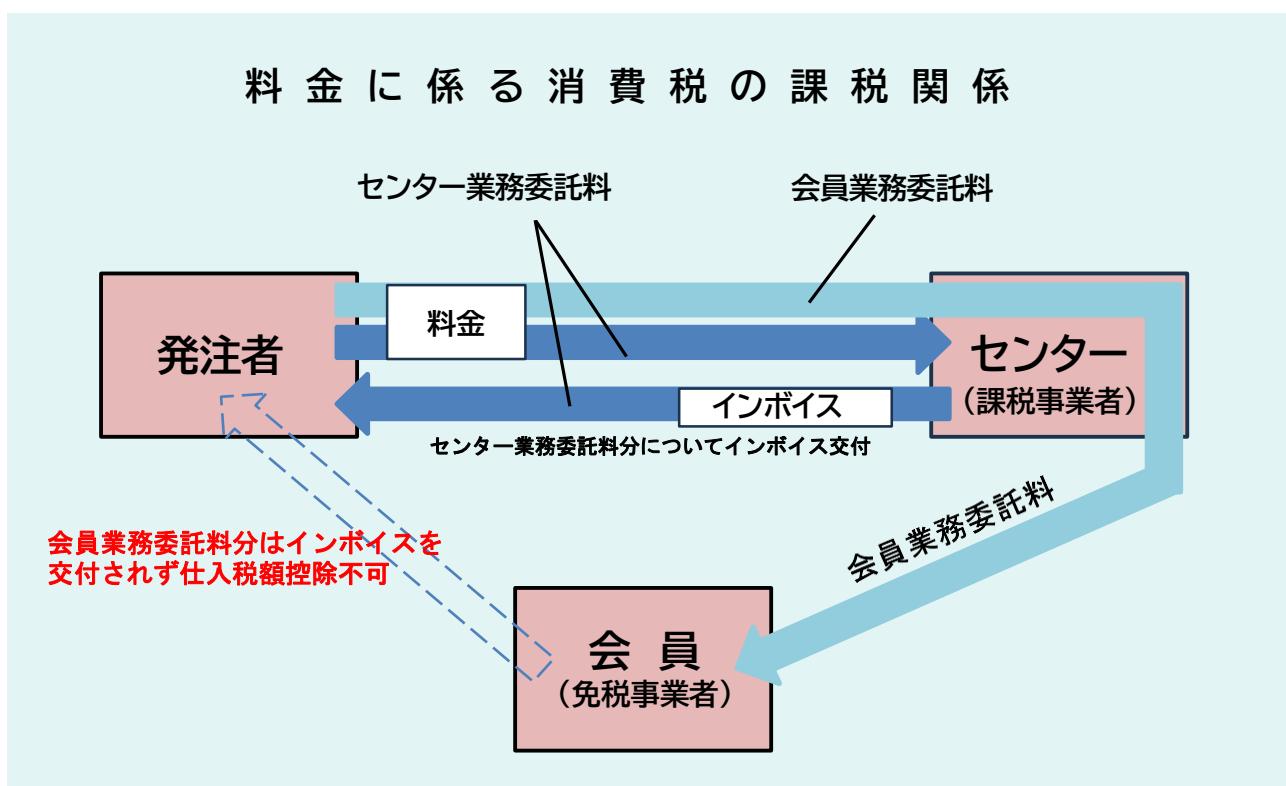
会員がセンターを通じて  
就業する際のルールを  
定めたもの



## 料金の一部について消費税の課税関係が変わります

- シルバーパートナーセンターが発注者からいただく料金は、「会員業務委託料（会員が手にする報酬）」「センター業務委託料（事務費）」の2つで構成されています。このうち、「会員業務委託料」については、新たな契約方法では、センターを経由するものの、発注者が会員に対して支払う形となります。
- そのため、センターは、「センター業務委託料」の分については消費税に係る適格請求書（インボイス）を交付しますが、「会員業務委託料」の分については交付することができません。この場合、本来であれば会員が「会員業務委託料に係るインボイス」を交付する立場になりますが、会員は基本的に年間の課税売上高が1,000万円以下の「消費税免税事業者」であるためインボイスを発行することができません。
- センターが発行する請求書には、次のとおり料金の内訳を記載していますのでご留意ください。

- ① 適格請求書分・・・センター業務委託料
- ② 非適格請求書分・・・会員業務委託料



※発注者が次のいずれかに該当する場合、契約方法を見直す場合であってもこれまでの消費税納税の取り扱いと変更はありません。

- ①個人や家庭など事業者ではない者：消費税申告納税対象外（納税義務対象外）
- ②簡易課税制度を選択している事業者：消費納税額計算に際してインボイスを必要としないためこれまでと同じ取り扱い
- ③官公庁などの一般会計による事業：みなし仕入税額控除が適用され、これまでと同じ取り扱い

# 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律 (フリーランス・事業者間取引適正化法)の概要

## 趣 旨

我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 対象となる当事者・取引の定義

- (1) 「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないものをいう。
- (2) 「特定受託業務従事者」とは、特定受託事業者である個人及び特定受託事業者である法人の代表者をいう。
- (3) 「業務委託」とは、事業者がその事業のために他の事業者に物品の製造、情報成果物の作成又は役務の提供を委託することをいう。
- (4) 「特定業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するものをいう。  
※「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない。

### 2. 特定受託事業者に係る取引の適正化

- (1) 特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額等を書面又は電磁的方法により明示しなければならないものとする。  
※従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様とする。
- (2) 特定受託事業者の給付を受領した日から60日以内の報酬支払期日を設定し、支払わなければならないものとする。(再委託の場合には、発注元から支払いを受ける期日から30日以内)
- (3) 特定受託事業者との業務委託(政令で定める期間以上のもの)に関し、①～⑦の行為をしてはならないものとし、⑥・⑦の行為によって特定受託事業者の利益を不当に害してはならないものとする。
  - ① 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく受領を拒否すること
  - ② 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
  - ③ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
  - ④ 通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
  - ⑤ 正当な理由なく自己の指定する物の購入・役務の利用を強制すること
  - ⑥ 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること
  - ⑦ 特定受託事業者の責めに帰すべき事由なく内容を変更させ、又はやり直させること

### 3. 特定受託業務従事者の就業環境の整備

- (1) 広告等により募集情報を提供するときは、虚偽の表示等をしてはならず、正確かつ最新の内容に保たなければならないものとする。
- (2) 特定受託事業者が育児介護等と両立して業務委託(政令で定める期間以上のもの。以下「継続的業務委託」)に係る業務を行えるよう、申出に応じて必要な配慮をしなければならないものとする。
- (3) 特定受託業務従事者に対するハラスマント行為に係る相談対応等必要な体制整備等の措置を講じなければならないものとする。
- (4) 継続的業務委託を中途解除する場合等には、原則として、中途解除日等の30日前までに特定受託事業者に対し予告しなければならないものとする。

### 4. 違反した場合等の対応

公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徵収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができるものとする。

※命令違反及び検査拒否等に対し、50万円以下の罰金に処する。法人両罰規定あり。

### 5. 国が行う相談対応等の取組

国は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備に資するよう、相談対応などの必要な体制の整備等の措置を講ずるものとする。